議案第65号

専決処分の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和5年4月17日提出

伊賀市長 岡 本 栄

専決第2号

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

伊賀市国民健康保険税条例 (平成 16 年伊賀市条例第 110 号) の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円を」を「22万円を」に、「20万円と」を「、22万円と」 に改める。

第6条第1号中「)及び」を「))及び」に改める。

第26条中「20万円」を「22万円」に改め、同条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同条第2号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に、「285,000円」を「29万円」に改め、同条第3号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に、「山林総所得金額」を「山林所得金額」に、「52万円」を「53万5,000円」に改める。

第26条の2中「第27条の2」を「第27条の2第1項」に、「第3条第2項、第7条及び 第9条」を「次項」に、「総所得金額」」を「総所得金額及び」」に、「前条第2号」を「次号」 に、「」とする」を「及び」とする」に改める。

第27条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知(同令第19条第3項に規定するものをいう。)」に改める。 附則第5項中「第26条第1項」を「第26条」に、「第703条の5」を「第703条の5第 1項」に改める。

附則第6項、第7項、第9項から第12項まで、第15項及び第16項中「第26条第1項」 を「第26条」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の伊賀市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお 従前の例による。